

2025年度 町田市立南第四小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2023年4月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

II 学校におけるいじめ防止等に関する基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② いじめ総合対策【第二次】下巻（実践プログラム編）

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（6月）
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ ふれあい月間の充実
- ④ いじめ防止に関する授業 年3回実施

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 特別支援学級児童理解のための授業交流（4～6月）
- ② ふれあい月間（11月）

(4) 本校のいじめに関する基本方針の策定と徹底

いじめに関する基本方針を策定し、教職員で共通理解し、全校朝会で児童にも周知・徹底すると共に、学校をあげての取組とする。

- いじめは、ゆるさない
- いじめをしない教育
- いじめを発見
- いじめをすぐに解決

基本方針2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめに気付くチェックリスト」教師用・児童用の活用
いじめ総合対策【第二次】上巻p94～99
- ③生活指導夕会・生活指導部会・いじめ対応チームでの情報交換・家庭との情報共有

(2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介 いじめ総合対策【第二次】上巻p103・108
- ③スクールカウンセラーとの二者面談・スクールカウンセラーとの情報共有

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ①年3回の校内研修（4月・6月・10月）
- ②「いじめ対応チーム」で月一回情報共有（心のアンケート実施後）
- ③町田警察署職員（SS）を構成メンバーに加入（指導・助言・対応の依頼）

基本方針3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) 早期対応・瞬時解決・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、瞬時解決を目指し、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。町田市いじめ防止基本方針【基本方針2】いじめ総合対策【第二次】上巻p112

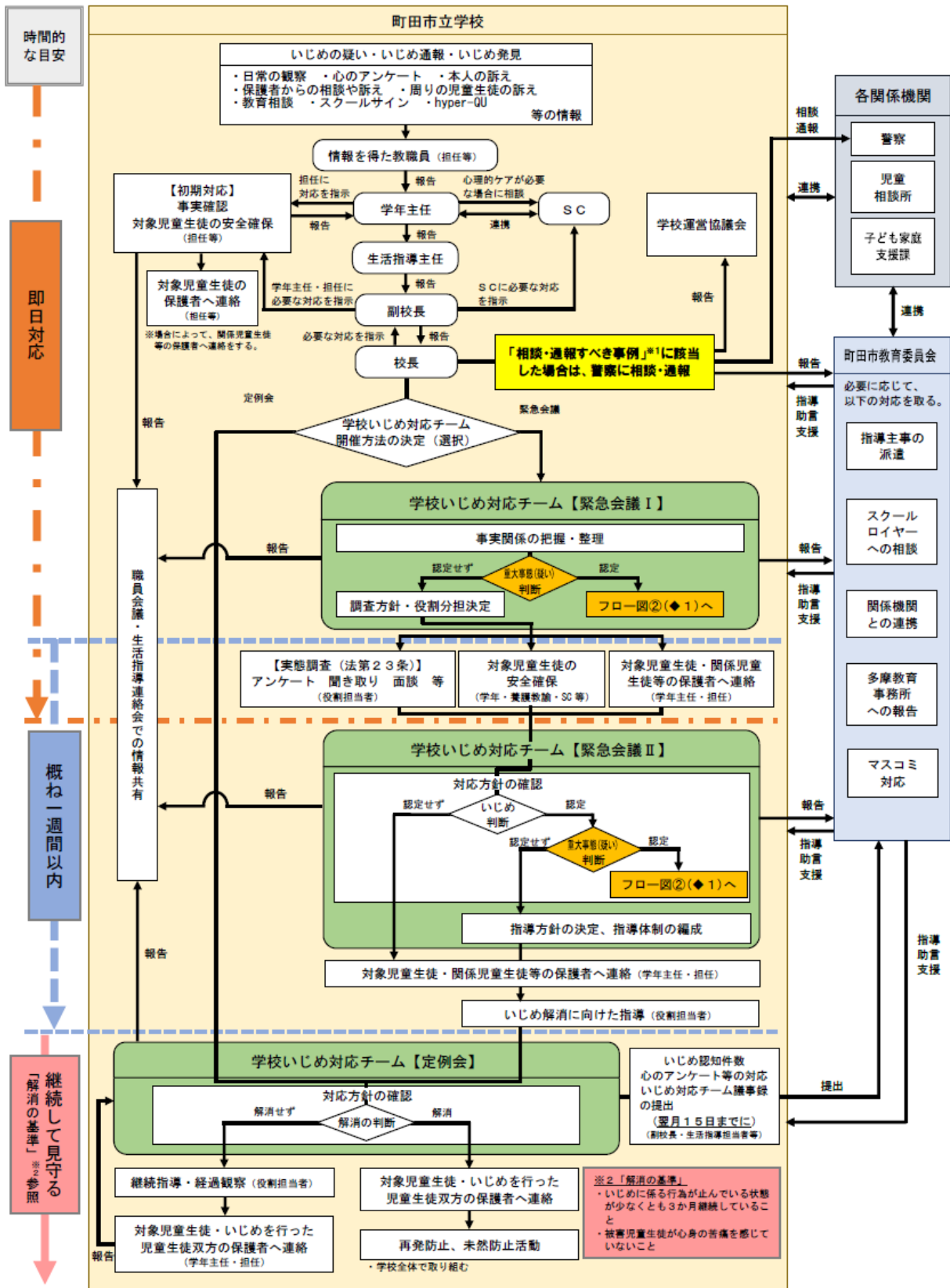
- ①いじめ対応サポートチーム（指導主事、スクールソーシャルワーカー、校長経験者、臨床心理士）
- ②学校サポートチーム（警察署、少年センター、主任児童委員、民生・児童委員、保護司、地域関係者、児童相談所、子ども家庭支援課）

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課

2025年3月版



※1 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※2 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※3 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※4 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※5 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※6 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※7 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※8 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※9 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※10 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※11 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※12 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※13 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※14 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※15 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※16 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※17 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※18 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

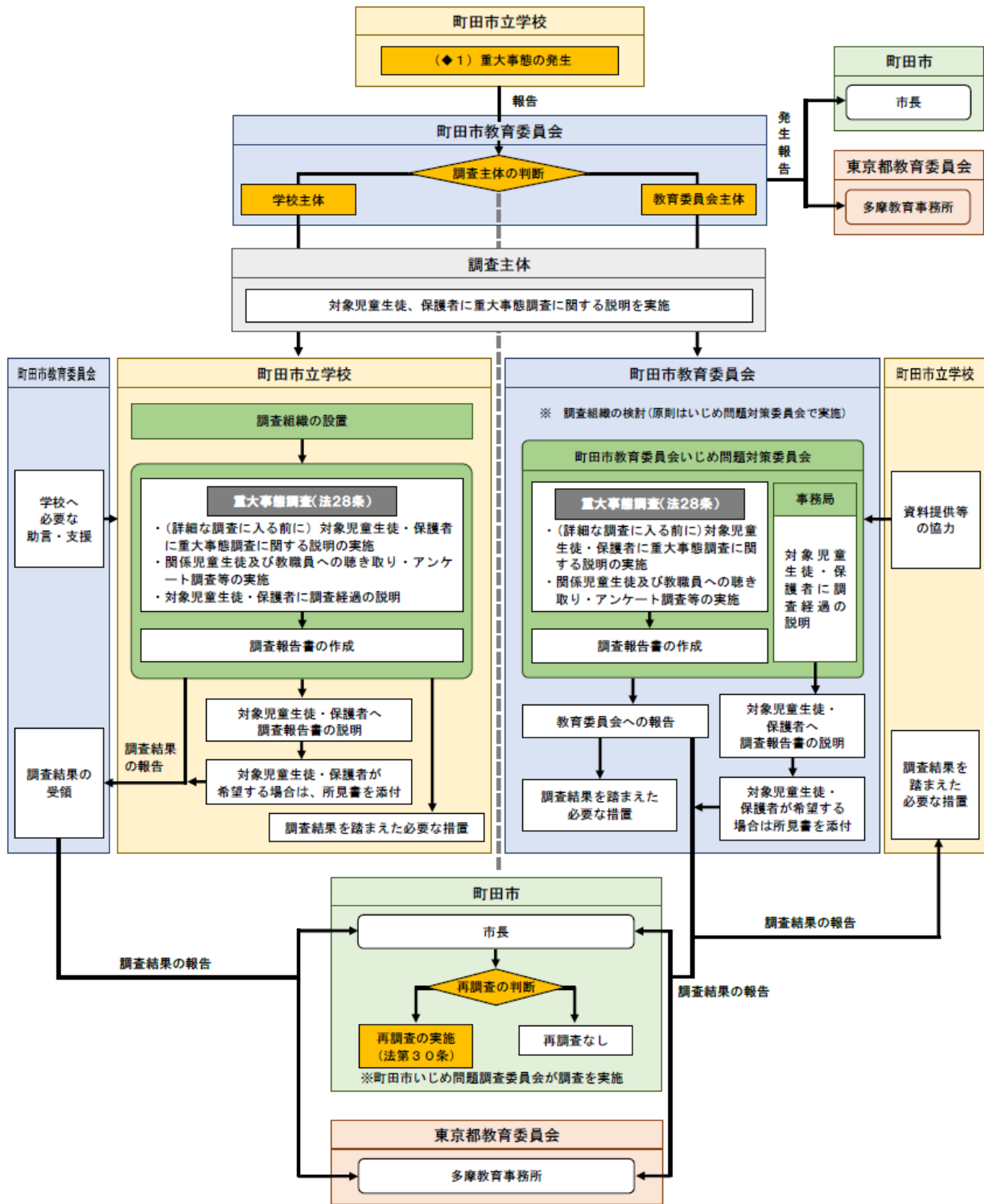
※19 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

※20 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

Ⅳ いじめが発見されたときの対応の流れ

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課 2025年3月版



【重大事態とは】(法28条)
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)
 ○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに該当学年主任、生活指導主任、主幹教諭、副校長、校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子供への指導及び 保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	○	副校長	○	生活指導主任	○
特別支援 コーディネーター	○	養護教諭	○	スクール カウンセラー	○
当該学年主任	○	当該学級担任	○	関係教員	○
スクール サポーター	○				

【役割】

- いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる面接、保護者会での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- 心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- 全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	<ul style="list-style-type: none">• 「町田市いじめ防止基本方針」（2023年4月改定）の内容の確認• いじめ対応チームの確認• 心のアンケートの実施方法、集計方法、情報共有方法の確認• 児童への挨拶の習慣化の促進
6月	<ul style="list-style-type: none">• ふれあい月間での取組について• いじめ防止授業の教材研究（道徳授業公開に向けて）
10月	<ul style="list-style-type: none">• ふれあい月間での取組について（実施時期、取組内容の確認、分析、取組成果の共有）

VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6	道徳	こころはっば
	10	道徳	ルールを守ってクロームブックを使おう
	2	道徳	みんなの ボール
2年	6	道徳	森のともだち
	10	道徳	ルールを守ってクロームブックを使おう
	2	道徳	きいろい ベンチ
3年	6	道徳	いいち、にいい、いいち、にいい
	10	道徳	情報モラルを守って、クロームブックを使おう
	2	道徳	きまりじゃないか
4年	6	道徳	いっしょに遊ばない
	10	道徳	情報モラルを守って、クロームブックを使おう
	2	道徳	雨のバスていりゅう所で
5年	6	道徳	泣いた赤鬼
	10	道徳	GIGAワークブック東京、携帯電話の使い方
	2	道徳	遊園地のできごとから
6年	6	道徳	ばかじゃん！
	10	道徳	GIGAワークブック東京、携帯電話の使い方
	2	道徳	ピアノの音が…